

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議	
日 時	平成 31 年 4 月 23 日(火) 午後 2 時 30 分～午後 4 時 5 分	
場 所	3 A 会議室	
出席者	出席	市長、宮村副市長、高村副市長、教育長、政策部長、総務部長、都市部長
	事務局	総合政策課長、課長代理(政策調整担当)、担当者 陪席：秘書課長、課長代理(秘書担当)

議題：秦野市火災予防条例の一部を改正することについて	
担当部課等	予防課
説明者	消防長、予防課長、課長代理(予防担当)
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>Q. スプリンクラー設備はどのような建物に設置されているか。 A. 福祉施設や規模の大きい店舗等に設置されている。スプリンクラー設備が設置されている福祉施設等の建物が一般住宅や共同住宅に用途を変更した場合は、住宅用火災警報器を設置しなくてもよい。</p> <p>Q. 一般住宅を民泊で使用するという場合も考えられるか。 A. そういった場合も考えられる。一般住宅で民泊を行う場合、自動火災報知設備の設置義務が生じるが、民泊部分が 300 平方メートル未満であれば、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで自動火災報知設備の設置は免除できる。</p> <p>Q. 住宅用火災警報器の市内の普及率はどのくらいか。 A. 昨年 6 月現在、83%となっており、全国では 81%。</p> <p>Q. 費用的にはどちらが安価か。 A. 自動火災報知設備に比べれば特定小規模施設用自動火災報知設備の方が安価になり、特定小規模施設用自動火災報知設備と住宅用火災警報器では、住宅用火災警報器の方が安価になる。</p>
会議結果	原案了承

議題：学校給食センター（仮称）の整備・運営事業について

担当部課等	学校教育課
説明者	教育部長、学校教育課長、中学校給食担当課長
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>Q. 資料1にある施設貸与型の「運営」とはどのようなことか。 A. 民間が施設を建設し、市が施設を借り上げて事務室を設置して給食事業を運営する「民設公営」による運営としたい。</p> <p>Q. 学校給食センターの建物全体を借上げる目的は何か。 A. パブコメ等による市民の意見では、民間に事業を委ねることへの不安が多く寄せられたため、施設全体を借り上げて本市が直接給食事業を運営することで、市民の安全・安心を確保したい。</p> <p>Q. 契約はどのようなか。 A. 代表企業と建設事業及び調理運営を一括で契約したいと考えている。20年の長期契約となるが、調理運営の部分については、経済情勢の変動を見込んで5年ごとに事業費を見直したいと考えている。</p> <p>Q. 建設業者と運營業者が全く関係の無いこともありえるということか。民設の効果は、建設した後にはどのように合理的に運営するかを見込んでいると考えるが、効果が薄れてしまうのではないか。 A. 一括発注は、運営を踏まえた建設を行うなど、各専門企業の意見を反映した「質の高い給食」の実現を目的とし、各企業の連携等の結果として、コスト削減などの効果を期待するものである。</p>
会議結果	原案了承

議題：秦野市介護保険条例の一部を改正することについて	
担当部課等	高齢介護課
説明者	福祉部長、高齢介護課長、課長代理（高齢介護計画担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>Q. 来年度、再度、条例改正をして最終的な保険料基準額に対する割合になると思うが、来年の3月議会に条例改正を上程することになるのか。</p> <p>A. 来年に関しては、時期は未定だが、再度、政令が公布されると想定しており、それに合わせて対応していくことを考えている。</p>
会議結果	原案了承

—以上—